平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程(第1号)

平成28年1月21日 午前10時00分開会 (開議)

日程第1 会議録署名議員の指名 9番 田原 輝男 10番 豊坂 敏文

日程第2 会期の決定 343日間 決定

日程第3 審議期間の決定 1日間 決定

日程第4 諸般の報告 議長 報告

程第3 報日第19 会社に係る経営状況の報告について 報告済 報告済

日程第6 議案第1号 損害賠償の額の決定について 総務部長説明、質疑、討論なし、委員会付託省略、可決

日程第7 議案第2号 平成27年度壱岐市一般会計補正予算(第 財政課長説明、質疑、討論な 9号) し、委員会付託省略、可決

> 本日の会議に付した事件 (議事日程第1号に同じ)

出席議員(16名)

1番	赤木	貴尚君	2番	土谷	勇二君	
3番	呼子	好君	4番	音嶋	正吾君	
5番	小金	九益明君	6番	町田	正一君	
7番	今西	菊乃君	8番	市山	和幸君	
9番	田原	輝男君	10番	豊坂	敏文君	
11番	中田	恭一君	12番	久間	進君	
13番	市山	繁君	14番	牧永	護君	
15番	深見	義輝君	16番	鵜瀬	和博君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ………… 白川 博一君 副市長 …… 中原 康壽君

市民部長 …… 堀江 敬治君 保健環境部長 … 土谷 勝君

建設部長 ………… 原田憲一郎君 農林水産部長 …… 大久保敏範君

教育次長 …… 山口 信幸君 消防本部消防長 … 安永 雅博君

総務課長 ………… 久間 博喜君 財政課長 ……… 西原 辰也君

会計管理者 …… 平田恵利子君

午前10時00分開会

○議長(鵜瀬 和博君) 皆様、おはようございます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。28年も壱岐市及び市民皆様にとって、 実り多き年になるよう議員一同頑張っていきますので、議会に対し、市民皆様の御理解、御協力 のほどよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、謹んで御報告を申し上げます。

これまで壱岐市に対し、県とのパイプ役として御活躍いただいた松尾明彦壱岐振興局長が1月 19日に御逝去されました。これまでのさまざまな御労苦に対し、壱岐市議会を代表し、心から 敬意と感謝を申し上げます。ここに衷心より御冥福をお祈り申し上げ、黙祷を捧げたいと思いま す。

○事務局長(川原 裕喜君) 皆様、御起立をお願いいたします。黙祷。

[黙祷]

- ○事務局長(川原 裕喜君) 黙祷を終わります。御協力、ありがとうございました。御着席いただきます。
- ○議長(鵜瀬 和博君) あらかじめ御報告をいたします。

壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成28年壱岐市議会定例会を開会します。

これより、1月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(鵜瀬 和博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、田原輝男議員、10番、 豊坂敏文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(鵜瀬 和博君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る1月14日に議会運営委員会が開催され、協議をされて おりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長(小金丸益明君) 登壇〕

○議会運営委員長(小金丸益明君) おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成28年壱岐市議会定例会の会期日程(案)、1月会議の審議期間(案)及び議事運営について協議のため、去る1月14日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会の会期日程(案)につきましては、壱岐市議会通年議会実施要綱第2条により、本日から御用納めの12月28日までの343日間とする旨、申し合わせをいたしました。

また、定例会1月会議の審議期間(案)につきましては、本日1日間とすることといたしました。

本定例会1月会議に提案されます案件は、報告1件、補正予算1件、その他1件の合計3件となっております。本日は、会期の決定、審議期間の決定、議長の報告の後、本日送付された議案の上程、説明を受け、審議、採決を行います。

以上が、平成28年壱岐市議会定例会の会期日程(案)、1月会議の審議期間(案)及び議事 運営の内容であります。

平成28年も円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長(小金丸益明君) 降壇〕

○議長(鵜瀬 和博君) お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本 目から12月28日までの343日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月

日程第3. 審議期間の決定

○議長(鵜瀬 和博君) 日程第3、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。1月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、 本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 異議なしと認めます。よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決定 いたしました。

日程第4. 諸般の報告

○議長(鵜瀬 和博君) 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成28年壱岐市議会定例会1月会議に提出され、受理した議案等は3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付して おりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る1月18日から20日に、長崎県市議会議長会の行政視察が行われました。

1日目の群馬県富岡市議会への行政視察については、積雪のため、やむなく中止となりました。 翌日の石川県金沢市議会は、予定どおり、議会運営について、北陸新幹線を活用した観光振興、 まちづくりについてなど、詳細に説明を受け、有意義な視察研修となりました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局 に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会1月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員 として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出があっておりますので、これを許します。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) おはようございます。本日ここに、平成28年市議会定例会の開会並びに1月会議の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

ただいま黙祷を行わせていただきましたが、長崎県壱岐振興局長松尾明彦様が去る1月19日 にお亡くなりになられました。松尾振興局長様は、平成26年4月から本職につかれ、壱岐に御 着任されました。この間、壱岐市への県施策の推進を積極的に行われるとともに、壱岐島ごっとり市場の推進など、壱岐市の振興発展に多大な御尽力を賜ったところであります。

また、あらゆる地域の行事やイベント等に参加され、市民皆様との対話を積極的に行われ、その温厚誠実なお人柄も相まって、多くの皆様から信頼され、頼りにされる存在でありました。

また、市政運営に対しましても、常に的確なアドバイス等を賜り、卓越した行政手腕をもって、 これから県政の中枢になられる方と確信をしていたところであります。

この訃報をお聞きし、言葉をなくすとともに、御家族皆様の御心痛を思うとき、胸が張り裂ける思いでございます。壱岐振興局長故松尾明彦様の御冥福を心からお祈り申し上げる次第でございます。

さて、私の任期もあと3カ月となりましたけれども、これまで壱岐市の振興発展、そして市民 皆様、将来の壱岐市を担う子供たちのため、議員皆様とともに、強い思いで精いっぱい市政運営 に取り組んでまいりました。

特に、昨年は、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入実現、特別養護老人ホームの社会福祉法 人への経営移譲等、壱岐市にとって極めて大きな政策を実現することができ、年末にも申し上げ ましたが、昨年は壱岐市にとって胎動を感じる年であったと思っております。

そして、本年は、この胎動からさらに新しい壱岐を生み出さなければならない、壱岐市の創生をさらに加速させねばならないと考えております。これをどう推進するかは、各自治体の取り組み、いわゆる知恵と実行力、行動力にかかっていることは言うまでもありません。

今後も、職員一丸となって、この壱岐市の創生に全力で取り組んでまいります。

また、国境離島新法制定に向けた取り組みにつきましては、本通常国会での法案成立に向けて、 自由民主党離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員の強力なリー ダーシップのもと、私も谷川代議士、金子先生の御指導をいただきながら、壱岐市長として、ま た長崎県全国離島振興協議会会長として、本国会成立に向けて、全力で推進を行っているところ であります。

早速、1月7日には上京し、関係国会議員等への要望活動を行ってまいりました。この国境離島新法は、極めて重要な国家的役割を担っている、壱岐を初めとする国境に位置する離島の存続・保全を図るため、航路運賃及び漁船燃油の低廉化や雇用機会の確保などが盛り込まれており、壱岐市の将来を左右する大きな鍵を握っております。

今後も、国境離島新法の早期想定に向けて、国会議員の先生方を後押しすべく全力で取り組んでまいりますので、このことについても、議員皆様、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提出しております案件は、御報告1件及び議案として損害賠償の額の決定について、

平成27年度一般会計補正予算1件の計2件、合計3件でございます。

議案第1号損害賠償の額の決定についての議案については、昨年の市議会12月会議の行政報告で申し上げましたが、昨年11月に発生した公用車による相手車両への追突事故にかかわる分であります。ここに改めて、事故の相手方を初め、市民皆様に心からおわびを申し上げますとともに、今後、安全運転の徹底について、さらに厳しく指導を行ってまいります。

その他の案件を含め、詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年市議会定例会の開会並びに1月会議に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

日程第5.報告第1号

○議長(鵜瀬 和博君) 日程第5、報告第1号平成26年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 本日上程の議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、 よろしくお願いいたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

〇議長(鵜瀬 和博君) 左野企画振興部長。

〔企画振興部長(左野 健治君) 登壇〕

○企画振興部長(左野 健治君) 報告第1号について御説明いたします。

平成26年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人 及び一般財団法人、株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、公金をもって、資本金 等の4分の1以上、2分の1未満の出資をしている法人等についても市長の調査等の対象になっ ているところでございます。

昨年11月26日に定期株主総会が開催されましたので、これを受けて報告するものでございます。

1ページから5ページは、事業経過報告書でございます。

6ページ、A3判につきましては、平成26年度売電事業実績表に掲載いたしております。実

績表をお開き願います。

表の中ほどに売電金額の欄がございます。その一番下、下段の26年度実績値3,642万4,081円で、一番右側の備考欄に掲載しております前年度実績が4,574万2,160円でありました。対前年度比は79.6%と931万円程度の減額となっております。

減額となった理由といたしましては、風速の変動が主な要因で、昨年度に比べ月の平均風速が弱かったこと。また、機械機器の故障により稼働日数も減少したことにより、発電量の減少、売電金額も減額となったものでございます。

次に、7ページから決算報告書でございます。

8ページは、監査報告書でございます。

9ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部で流動資産822万8,020円、固定資産が5,376万7,575円、繰延資産969万2,345円、以上、資産の部の合計が7,168万7,940円でございます。

負債の部でございますが、合計が1,764万6,322円。

純資産の部でございます。合計5,404万1,618円でございます。

なお、繰越利益剰余金3,404万1,618円の内訳は、前年度までの利益剰余金2,818万1,777円と26年度の当期純利益585万9,841円でございます。

以上、負債及び純資産の部の合計は7,168万7,940円でございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

損益計算書でございますが、売上高が、先ほどの6ページ、発電事業実績に記載されておりました売電金額の3,642万4,081円、売上原価2,169万883円、内訳は、11ページの製造原価報告書になっております。

売上総利益は1,473万3,198円で、販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益が693万6,915円で、税引き後の当期純利益といたしまして585万9,841円となっております。

なお、今年度の総会において、剰余金の配当処分の議案が議決されたところでございます。法 人設立以来、初めての株主配当が行われております。

11ページは、製造原価報告書でございます。

12ページは、株主資本等変動計算書でございます。資本金が2,000万円、現在の引受株数は、壱岐市が102株、額面で510万円、比率25.5%、株式会社なかはらが298株、額面で1,490万円、出資比率が74.5%となっております。

以上、平成26年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営の報告を終わります。

〔企画振興部長(左野 健治君) 降壇〕

○議長(鵜瀬 和博君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6. 議案第1号

○議長(鵜瀬 和博君) 日程第6、議案第1号損害賠償の額の決定についてを議題とします。 提出議案の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長(眞鍋 陽晃君) 登壇〕

○総務部長(眞鍋 陽晃君) 議案第1号損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。 次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町の個人でございます。

損害賠償額82万2,910円でございます。

損害賠償の理由でございますが、平成27年11月11日、午前8時45分ごろ、郷ノ浦町本村触45番地11付近の八畑交差点付近において、市嘱託職員が運転する公用車が、赤信号のため停車中の損害賠償の相手方である個人所有の車両に追突し、損傷をさせたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第 13号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

今回の事故の原因は、前方停車中の相手車両に気づき、停止しようとした際に、アクセルとブレーキを踏み間違える、運転操作の誤りによる事故でございます。事故による過失割合につきましては、相手方の車両は赤信号のため停車中であったことから、壱岐市が10割であります。

損害賠償額全体と市公用車に係る費用につきましては、全額、全国自治協会から自動車損害共 済金として支払われることになります。

損害賠償の内容といたしましては、車両の修理代70万4,710円及び改装費用1万6,200円、修理期間中、34日間に要した代車車両の10万2,000円の合計82万2,910円でございます。

また、人身に係る損害賠償額につきましては、完治されました後に、改めて議案として提案をさせていただきたいと考えております。

公用車の交通事故につきましては、昨年の市議会9月会議の中で、議員皆様方からも厳しい御 指摘をいただいたところであります。その後、市といたしましても、さらに指導を徹底するため、 庁舎及び各施設に直接出向き、職員に指導を行ってまいりました中、今回、また市側の過失 10割という交通事故が発生をいたしました。市長から、昨年の市議会12月会議の行政報告及び本日の開会挨拶の中で申されましたとおり、事故の相手方に対し、心から深くおわびを申し上げますとともに、市民の皆様、そして市議会に対し、重ねて深くおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけありませんでした。

今後、安全運転の徹底につきまして、さらに厳しく指導をしてまいりたいと考えております。 以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長(眞鍋 陽晃君) 降壇〕

- ○議長(鵜瀬 和博君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、赤木議員。
- ○議員(1番 赤木 貴尚君) この嘱託職員の方について、少しお聞きしたいことがございます。この嘱託職員の方は、私が聞いたところによりますと、元警察関連にお勤めだったというところを聞きましたが、そこら辺のところで、この元警察にお勤めの方がこのような事故を起こして、執行部側の責任というか、管理体制というとこも問題あると思いますが、この方は、今後、個人的なことにもなりますが、反省のところというか、どのように今後、何ていうんですか、運転技術等を見直していくところというのを、どのように反省されてるのかというとこを一つ聞きたいというとこと、年齢的にも、若くはない方だとお聞きしてますが、また、このようなことが再発しかねないところもあると思いますので、どのように、今後、運転技術として指導していくかと、非常に答えに難しいところでありますが、このように損害賠償が続いておるところを見ますと、やはり今後もこのような問題が起きてはいけないと思うし、対処、注意するだけではいけない、いろんな注意喚起をされてる努力も見受けられますが、やはりこのような事実が頻繁に起こっているところで、どのように対処をされていくかというところをひとつちょっとお聞きしたいんですが、この方の今後の取り組みを少しお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(鵜瀬 和博君) 眞鍋総務部長。
- ○総務部長(眞鍋 陽晃君) 事故を起こした嘱託職員でございますけれども、行政対象暴力相談 員の専門員として雇用しておるところでございますけれども、当然、本人はこういう事故を起こ したことにつきましては反省をしておりますし、私たち、その管理する部署といたしましても深 く反省をいたしまして、今後、さらなる徹底をしていくということで考えておりますけれども、 今現在、市の職員といたしましては、本庁分散方式によりまして運転する機会が多数ございます。 その中で、運転については、交通安全の、交通法令の順守につきまして、これまでも徹底してや ってきたところでございますけども、残念ながら、こういう事故が起こっておるところでござい ます。

そのことで、先ほども申し上げましたとおり、私たちといたしましては、もう直接、施設に出

向いておりますけれども、さらにこの機会を頻繁に設けまして、徹底して指導してまいりたいというふうに考えておりますし、運転技術の向上につきましては、警察のほうにもお願いをしていければというふうに、今後、検討してまいりたいと思っております。

本当に、こういう事故がですね、10対0という、こういう事故が起こりましたことに対して、 本当に申しわけなく、もうおわびをする次第でございますけども、徹底して今後も取り組んでま いりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 1番、赤木議員。
- ○議員(1番 赤木 貴尚君) 事故を受けた側も、事故をされた側も、実はもう、やっぱり心にはそれなりの傷が残ってしまうところでありますので、今後は注意をしていただいて、事故が起こらないように努力していただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(鵜瀬 和博君) ほかに質疑ありませんか。9番、田原議員。
- 〇議員(9番 田原 輝男君) 一、二点、お伺いをいたします。

まず1点目、こうした不祥事、不祥事といいますか、事故が本当に、年々減るわけじゃなくして、最終的には大きな事故となっております。今後の対策といたしまして、私もよくわからないのでありますけども、まず、名前の公表はできないのか、そして、それに対する処罰的なものはないのか、その2点をお伺いをいたします。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 眞鍋総務部長。
- ○総務部長(眞鍋 陽晃君) 2点、お尋ねでございますけれども、名前の公表は現在いたしておらないところでございます。そしてまた、処分につきましては、当然、交通事故の場合の処分につきましては審査基準がございますので、その審査基準にのっとって処分をしていくことになります。

ただ、今回のケースにつきましては、損害賠償が対物と、それから人身と両方ございまして、 この人身が完治いたしまして、それが決定した後に議案を提案させていただいて、その後、その 審査に入るということになりますので、そういうことで取り組んでまいります。

以上でございます。

- ○議長(鵜瀬 和博君) よろしいですか、田原議員。
- 〇議員(9番 田原 輝男君) はい。
- ○議長(鵜瀬 和博君) ほか、質疑ありませんか。13番、市山繁議員。
- ○議員(13番 市山 繁君) 今、お二人の方からそうした質問もございましたけれども、私は、いつも損害賠償はもう保険で対応ということでなっております。それで、最近の車事故の状況は、加害者がもう前方不注意、後方不注意ということが非常に多くて、100%がほとんどで、

もう3件ぐらいがもうそうであります。今回も10割負担でありますけれども、相手の損害の状況から見て、公用車もかなりの損傷があったんじゃないかと思っておりますが、もうそれも保険で対応されたということでございますけれども、話聞きますと、これは公用車はもう廃車されたということでございますけれども、その時期が来て廃車せねばいけなかったものか、それから損傷がひどくて修理代が高くなるので廃車したのか、その点について、どのくらいの損傷があったのか、それを聞きたいと思っていますし、そしてまた、その後に、もうこの代車が必要なのか、公用車を購入されるのかどうか、1点お尋ねします。

それから、人身のことも話がありまして、まだはっきりわからないということでございますが、 追突となると、運転者には障害があると、衝撃でむち打ちになるようなこともございます。そう したことで、もう11月11日ということで、もう2カ月以上になるわけですけれども、それが まだわからないのかどうか。そして、この損傷があった場合は自己負担になるのか、保険で、も ちろん保険と思いますけれども、市に責任があるようになるかどうか、その点をお尋ねしたいと 思っています。

そして最後に、私、この注意事項について、市長にお伺いしたいと思っておりますが、現在の 社会では、事故はいつ発生するか、いつ起こすかはわかりませんけれども、私は、最近、職員の 事故、不注意が非常に多いようでございますが、その反省と常識についてどのように、市長、注 意をされておるのか、そういうことをひとつお尋ねいたしたいと思っています。

いつも事故については、先ほども市長も謝罪をされましたけれども、市長の謝罪と、それから 管理職の事故の状況報告と損害賠償額の説明と損害保険で対応されたということだけの報告で私 たちも認めてきておりますが、損害賠償額の決定は議会の議決が必要であります。

私たち議会は、市民の代弁者でありまして、市の方も、市民の職務代行者であります。現在、こうしたケーブルテレビもありますので、それで放映されております。市民も、こうしたことには関心を持って見ておられますので、加害者の、先ほど名前のことも出ましたけれども、加害者の顔も名前も知らずに、本人の謝罪もなくて、損害保険の対応だけで終わるのかというふうに思われることがございます。損害保険は事故のために加入はされておりますけれども、掛金は全て市民の税金で掛けておるだろうということが言われます。

そのようなことから、部長の報告の後に、こうした大きい人身にかかわるような事故がございませば、本人もここで謝罪をしていただいて、それから私たち議会に提出するのが本当じゃなかろうかというふうに考えておりますが、市長は、この加害者に対する指導について、どういうふうに考えておりますか、お尋ねをいたしたいなというふうに思っております。

〇議長(鵜瀬 和博君) 眞鍋総務部長。

○総務部長(眞鍋 陽晃君) 市山議員さんの質問にお答えします。

公用車の車の状況でございますけれども、この公用車につきましては、初年度登録が平成 16年10月でございまして、当然、事故がなければそのまま使えるような状況でございましたけれども、かなり、10年以上たつということで古くはなっておりました。ただし、使えない状況でございましたので、まあ、そのまま使えということでございましたけれども、今回、その修理代につきましては、大体34万7,501円かかるという状況でございました。その中で、この車の残存価格が30万円というような状況でございまして、市といたしましても、この修理代と車の状況を比較しましたときに廃車が適当ではなかろうかということで考えておりまして、この議案の議決をいただきました後に廃車をするというようなことで、今現在、まだ廃車はいたしておりません。

それから、車の購入でございますけれども、この車にかわる車といたしましては、現在購入というのは考えておりませんけれども、今回、日産自動車のほうの電気自動車が3年間無償貸与ということで、壱岐市のほうに2台、無償貸与で提供いただけるということになりました。その車等を活用しながら、購入を考えずに使用していきたいと思ってます。

それから、人身事故の状況でございますけれども、現在被害者の方につきましては、事故翌日に病院に通院をされまして、その後、昨年12月28日に、また、事故が11月11日でございました。その翌日の12日に通院をされまして、その後、12月28日に再度通院をされました。そこで、現在通院はされておりませんけれども、また、最終的にはもう一回行かれるかと思いますけど、そうした中で、被害者の方とのお話は進んでおるというような状況で、今年度中の議会には提案をさせていただきたいというふうに考えてます。できるだけ早目にしていきたいと思っておりますけれども、そういう状況を見守っているというような状況でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

〇議長(鵜瀬 和博君) 白川市長。

○市長(白川 博一君) 事故を起こした職員に対する対応でございますけれども、まず、てんまつ書を詳しく出させております。そうした中で、先ほど総務部長が申しますように、その規定に従いまして処分をするわけでございますけれども、軽微なものにつきましても、必ずてんまつ書を出させております、交通事故の場合は。それは、自損事故でもてんまつ書を出させておるところであります。そして、必ず処分書を渡す、あるいは、ときに本人に向かいまして、その反省の弁を私もじかに聞き、そして、私もそういうことについて、今後のこと、それから市民の信頼を非常に損ねてるんだという、事の重大さをその当事者に言っております。

しかしながら、そのことを他の職員に見せるとか、市長室でやりますので、処分書を渡すとき は当事者、そして、市の幹部だけでございますけれども、そういう状況にございます。 また、議場におきまして、当事者について、今後、謝罪をさせるかどうかというようなことにつきましては、行政事案等をちゃんと調査いたしまして、そのことが可能かどうか、可能であれば、そうさせたいと思っております。そこはひとつ、やっぱり人権の問題とかいろんな問題もございますので、調査をさせていただきたいと思っているところであります。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 13番、市山繁議員。
- ○議員(13番 市山 繁君) 1項、2項についてはわかりました。事故についてのそうした てんまつ書、それぞれ、いろいろその条項もあると思いますけれども、接触事故とか軽い事故は そう思いませんけれども、こうした事故はまだ人身になっておりませんが、人身に関係するよう な事故がありますと、やはりこの損害賠償について、おまえたちは、その、ただ報告だけ議決し たのかというようなことになりますから、市民に対する信頼感については、やはり、大きい事故 については、私は、これからでも、ここで謝罪を、市長とか部長の報告の後に、いじめるわけじ ゃございません。ただ、自分の不注意で御迷惑かけましただけ、一言だけでもあったほうが、私 はいいんじゃないかというふうで質問をいたしております。

プラスのほうは、新入社員が来ますと、ここでそれを紹介して、頑張ってくださいと、私たちも言いますし、退職者の方も今までお世話になりました、お疲れさんでございましたというふうに、そういうことでやってきております。そうしたプラス評価、マイナス評価もやっぱりせにゃいかんなというように考えておりますから、これはやっぱり考える必要があると思って。

以上です。

- ○議長(鵜瀬 和博君) 答弁は要りませんか。
- 〇議員(13番 市山 繁君) ありましたら。
- 〇議長(鵜瀬 和博君) 白川市長。
- ○市長(白川 博一君) 市山議員の趣旨は十分理解できましたので、研究をさせていただきたい と思います。
- 〇議員(13番 市山 繁君) 終わります。
- ○議長(鵜瀬 和博君) ほかに質疑ありませんか。3番、呼子好議員。
- ○議員(3番 呼子 好君) この件については、たびたび指摘を受けておるようでございますが、私は、損害賠償の規定の見直し、これが甘いんじゃないかと、民間からするとかなり甘いというふうに思っております。上司の今回の責任のあれもないし、この規定の見直しというのはできないのか、お尋ねします。
- 〇議長(鵜瀬 和博君) 眞鍋総務部長。
- ○総務部長(眞鍋 陽晃君) 規定の見直しということで、呼子議員から御質問でございます。
 この交通事故に対する事案につきましては、規定を設けておりまして、その規定にのっとって

やってるわけでございますけれども、当然、今、その規定の中には関係者の処分、上司の処分についてもちゃんとありますので、現在のその規定にのっとって進めていきたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 3番、呼子好議員。
- ○議員(3番 呼子 好君) 今回の上司の処分はどのようにされたんですか。
- 〇議長(鵜瀬 和博君) 眞鍋総務部長。
- ○総務部長(眞鍋 陽晃君) 上司の処分につきましては、その事故の損害賠償の金額、そういうとも含めて、本人から管理監督者等も基準がございますので、今後、人身の損害賠償の額が決定した後に、最終的にその額が出ますので、その後に決定をすると、審査をして決定をするということになります。

以上でございます。

- ○議長(鵜瀬 和博君) よろしいですか。
- 〇議員(3番 呼子 好君) はい。
- ○議長(鵜瀬 和博君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を 省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省 略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(鵜瀬 和博君) 起立多数です。よって、議案第1号損害賠償の額の決定については原案 のとおり可決されました。

日程第7. 議案第2号

〇議長(鵜瀬 和博君) 日程第7、議案第2号平成27年度壱岐市一般会計補正予算(第9号) を議題とします。

提出議案の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長(西原 辰也君) 登壇〕

○財政課長(西原 辰也君) 議案第2号平成27年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万9,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億3,353万5,000円とします。 第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明をいたします。

8、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

10款1項1目の地方交付税は、今回不足する財源について、普通交付税689万6,000円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、避難所である壱岐島開発総合センターの非常用発電機が故障したため、今回、国の補正予算で防災機能強化事業の採択を受け、事業費550万8,000円に対し、2分の1の275万4,000円を追加いたしております。

次に、4目農林水産業費国庫補助金、経営体育成支援事業補助金は、台風15号により被災した農事組合法人江角農業クラブの育苗ハウスの再建に対し、融資主体補助型経営体育成支援事業の採択を受け、今回、補助対象事業費700万円の10分の3、210万円と融資額に対する追加的信用供与補助金として15分の1の30万円、計240万円を追加しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金、輝く園芸産地実現緊急支援事業補助金は、壱岐地区イチゴ第13生産組合の昇温抑制資材寒冷紗について採択を受け、今回、補助対象事業費320万円の3分の1、106万6,000円を追加いたしております。

次に、新生水産県ながさき総合支援事業補助金は、郷ノ浦町漁協所有のフォークリフトを今回 緊急的な更新事業として採択を受け、事業費318万6,000円の2分の1、159万 3,000円の追加をいたしております。

次に、歳出について御説明をいたします。

1月補正の主要事業につきましては、別紙資料の平成27年1月補正予算案概要で説明をいたします。

資料の1月補正予算案概要をお開き願います。

2、3ページをお願いいたします。

2款1項13目庁舎建設対策費、庁舎劣化状況調査委託費324万円の補正は、12月会議に おいて説明をいたしました石田庁舎の劣化状況を詳細に把握する必要があるため、今回耐震診断 調査費の予算執行残分を組み替えて補正をいたしております。

次に、5款1項3目農業振興費、経営体育成支援事業補助金については、台風15号により被 災をした農事組合法人江角農業クラブの育苗ハウス900平方メートルの再建に対し、国庫補助 金のトンネル補助として、歳入と同額の240万円を追加いたしております。

次に、輝く園芸産地実現緊急支援事業補助金については、壱岐地区イチゴ第13生産組合の高温抑制資材の寒冷紗101.6アールの整備事業費320万円に対し、県3分の1、市10分の1の計138万7,000円を追加いたしております。

5款1項5目農地費、土地改良区補助金は、畑総土地改良区協議会の新規採用職員の採用時期のおくれにより、事務引き継ぎに係る人件費に不足を生じたため、19万4,000円の補正をし、また、郷ノ浦東部土地改良区につきましては、施設の老朽化により、配管パイプ等からの漏水が多発をしたことにより、維持補修経費が増加をしたため、今回177万1,000円を増額補正いたしております。

5款3項2目水産業振興費、新生水産県ながさき総合支援事業は、郷ノ浦町漁協所有の 1.5トンリフトの故障が頻発をし、作業効率が悪いために、今回2トンリフトを導入し、効率 化を図るため、フォークリフトの更新事業費318万6,000円に対し、県2分の1、市4分 の1の238万9,000円を追加いたしております。

次に、水産業振興奨励事業補助金43万8,000円の補正は、Iターンによる新規漁業就業者1世帯2名に対し、東部漁協管内の個人住宅を借用する予定であり、その住宅の修繕費用について2分の1を補助するものであります。

次に、4、5ページをお開き願います。

次に、9款5項4目公民館費、壱岐島開発総合センターの非常用発電機取替修理について、国の補正予算で離島活性化交付金の防災機能強化事業として2分の1の補助金を受け、今回550万8,000円を追加いたしております。

以上で、平成27年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

○議長(鵜瀬 和博君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、市山繁議員。

○議員(13番 市山 繁君) 支出のほうで、2款の庁舎建設事業対策費では、今回、庁舎の耐震改修工事が、石田庁舎の耐震診断が厳しい状況であるために、前倒しの工事予定だと、私は思っておりますが、これは調査の結果、もう石田庁舎はすぐ着工されるのかどうか。そして、残りも、この、早く前倒しをして、新年度ではすぐ着工できるような方法はできないのかどうか。そして、Isの値も、石田町は0.4、芦辺町は0.55、勝本は0.37、郷ノ浦は0.3となっておりまして、防災計画としての基準は0.9であります。それにするには、工事も大変大がかりになるというふうにも考えておりますので、これに合わせて、仮事務所ですか、仮庁舎の検討も早く検討しておくべきだというふうに、私も思っております。

先般、12月定例会でも町田議員が言っておりましたけど、工期、それから資材の購入、いろいろこうあると思いますので、工期の関係もございます。そしてまた、これが4庁舎の耐震の事業費が決まらないと、あとの合併特例債の利用も考えなきゃいけないというふうになりますので、なるべく早目にこれが示せるほうがよいと、私も思っております。それについて答弁をお願いします。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 原田建設部長。
- ○建設部長(原田憲一郎君) 今の御質問ですけども、石田庁舎の今回の調査内容については、 2階の床のひび割れですね。それから屋根のスラブのひび割れとたわみ、この辺の調査を再調査 するわけでございますけれども、昨年の12月18日に報告しましたように、報告の際に、議員 皆様から御意見を賜りました。その中で、少しでも早くできるようにスケジュールを前倒しして いくような御意見もございまして、今回、財政課長が申しましたように、執行残を組み替えまし て、この調査費に充てるようにしておりますけども、この調査については、きょう議決をいただ きましたら、速やかに契約をしまして、年度末に向けてその成果をまとめるようにしております。 それから、その建設関係についても早目にできないのかということでございますけども、昨年、 申し上げましたように、今年度末までに基本計画を策定しまして、その利便性とか、そういった ことも含めまして、総括的な基本計画策定しまして、それに基づいて、新年度に実施設計の委託 するようにしております。実施設計ができ次第、次の段階であります工事の発注、これに取り組 んでいきますけども、できるだけ、私どもとしましても、スケジュールについては前倒しできる 点は前倒しして取り組んでまいりたいと考えております。

それから、その仮庁舎の設置についてですけども、これについては、実施設計の段階でどういったぐあいになるというようなことが具体的に定まりましてから、内部で検討して、議員皆様に御協議したいと考えております。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 13番、市山繁議員。
- ○議員(13番 市山 繁君) 大体わかりました。あとは、新年度にもう早速着工できるよう

に対応していただきたいと思っていますが、その仮庁舎については、調査をしてみてということでございますが、これはもう当然、これにも載っておりますように、この耐震工事には、中では仕事はできませんよ。そういうことで、庁舎の検討はもう早目に、これは私はしとかないかんというふうに思っております。その点について。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 眞鍋総務部長。
- ○総務部長(眞鍋 陽晃君) 今、市山議員様から仮庁舎の件について御質問ございました。仮庁舎につきましては、前回の議会の中で申し上げましたが、当然、検討を早目にしなければなりませんので、設計のほうと同時並行で、一つはその既存の施設の利用も考えながら取り組んでまいりたいというように考えております。

以上でございます。

- ○議長(鵜瀬 和博君) 市山議員、よろしいですか。
- 〇議員(13番 市山 繁君) はい、よかです。
- ○議長(鵜瀬 和博君) ほかに質疑ございませんか。10番、豊坂敏文議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 3目の経営体育成支援事業の関係ですが、台風15号による被 災ということでありますが……
- ○議長(鵜瀬 和博君) マイクをお願いします。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) はい。補助金額のほうが、これが700万円に対して県の補助あるいは市の補助があります。それから、この内容についてお願いしたい。

それから、追加的信用供与、この内容はどういうものかだけでいいですが、これについて、 15分の1というこの補助率も、何で15分の1か、それについてお願いしたい。

- **〇議長(鵜瀬 和博君)** 大久保農林水産部長。
- ○農林水産部長(大久保敏範君) 経営体育成支援事業についてですけども、工事費が756万円、 そのうち補助対象費が700万円でございます。

補助金は、全て国の補助でございまして、これ、事業の、融資型ということで、借り入れをして事業をされるわけなんですが、その補助金が補助対象事業費の10分の3ということになっております。残りの融資が450万円、自己負担で96万円を準備されております。

それから、供与的の補助でございますけども、これ、借り入れの債務保証ということで、融資額の15分の1ということになっております。で、補助金として30万円、合わせまして210万円と30万円で240万円が国から市のほうに来まして、それを直接トンネルの形で事業者に出すということにいたしております。

以上です。

〇議長(鵜瀬 和博君) 10番、豊坂議員。

- ○議員(10番 豊坂 敏文君) もう少しわかりやすく、端的に。
- 〇議長(鵜瀬 和博君) 大久保農林水産部長。
- ○農林水産部長(大久保敏範君) 台風15号の関係で、国のほうから農業経営の改善に必要な施設等の再建・修繕、必要な資材を購入してみずからが再建・修繕する場合に支援を国からしますということで、農業ハウス、育苗施設等に出ます。事業費が50万円未満のものは対象となっておりません。

それから、耐用年数がおおむね5年以上20年以下の施設等になっております。助成率に関しては、先ほど申しましたとおり、再建・修繕に必要な経費の10分の3以内ということでなっております。

で、助成金の計算方法ですが、事業費の30%が補助が出まして事業費から、金融機関からの融資額、それから地方単独事業、もし補助金があれば、その補助を差っ引いた額と金融機関からの融資額と事業費の2分の1から、これは金融機関等から融資を活用して事業をする、実施する者に対しての補助でございまして、そういうふうになっております。

それから、供与的な債務保証の関係なんですが、15分の1となっております。融資団体。 以上です。済いません。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 10番、豊坂議員。
- ○議員(10番 豊坂 敏文君) 台風被害のほうが、700万円が、これが事業費だと思うわけですが、それは、だから、この追加的信用供与というのが、これで融資の満額が450万円かどうか、その点のところだけ説明してもらえばいいです。この追加的信用供与というのは何かというのは、これは融資かどうかの問題だけで、そこの点、どうぞ。
- 〇議長(鵜瀬 和博君) 大久保農林水産部長。
- **〇農林水産部長(大久保敏範君)** これは、債務保証で融資額の15分の1ということになると。
- 〇議員(10番 豊坂 敏文君) 債務保証の……
- ○農林水産部長(大久保敏範君) うちは、債務保証はしません。国のほうから、個人がかけて (「債務保証……」と呼ぶ者あり) そうです。はい。済いません。
- 〇議員(10番 豊坂 敏文君) もういいです。
- ○議長(鵜瀬 和博君) ほかに質疑ありませんか。4番、音嶋正吾議員。
- ○議員(4番 音嶋 正吾君) 今、豊坂議員のほうから質疑がありました。江角農業クラブというのはどういう経営形態で運営をされておるのか、そしてハウスの規模ですね、どれくらいの規模のハウスであるのかをお尋ねをいたします。

例えば、集落営農団体とか、特定農業団体とか、そうした経営形態とハウスの規模ですね。

○議長(鵜瀬 和博君) 大久保農林水産部長。

○農林水産部長(大久保敏範君) ちょっと農事組合法人江角農業クラブの経営内容について、ちょっと資料、手持ち、持ってませんですので、後もって説明させていただきますが、育苗ハウスの規模でございますけども、9アール連棟標準HK型の1棟でございまして、ハウスの遊休期間を利用して育苗、水稲育苗ハウスでございますけども、遊休期間を利用してメロン栽培をされております。で、台風による被害を防ぐための措置をされていたんですけども、ハウスの中央屋根部分が陥没して、支柱パイプ等が倒壊したものでございます。

以上です。

- 〇議長(鵜瀬 和博君) 4番、音嶋正吾議員。
- ○議員(4番 音嶋 正吾君) ハウスの規模に関しては、面積で示してもらえませんか。どれくらいの規模とか、大体0.5アールの規模であるとか、そうしないとちょっと把握しづらいですね、型で言われても。
- 〇議長(鵜瀬 和博君) 大久保農林水産部長。
- ○農林水産部長(大久保敏範君) ハウスの面積ですけども、900平米でございます。
- ○議員(4番 音嶋 正吾君) ああ、はいはい。
- ○議長(鵜瀬 和博君) よろしいですか、音嶋議員。
- 〇議員(4番 音嶋 正吾君) はい。
- ○議長(鵜瀬 和博君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を 省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会付託を省 略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(鵜瀬 和博君) 起立多数です。よって、議案第2号平成27年度一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鵜瀬 和博君) 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長(鵜瀬 和博君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。 これをもちまして、平成28年壱岐市議会定例会1月会議を終了します。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 田原 輝男

署名議員 豊坂 敏文